

(平成19年10月30日制定)

首都大学東京における研究者の行動規範

首都大学東京は、世界的な諸課題が集中的に顕在化する都市に関わる研究と、各領域での基礎的・基盤的な学術研究とを結合することにより、新たな学術体系の創出に向けて取り組んでいる。

このような学術研究を担う研究者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究する権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。

特に大学は、学術研究を行う研究機関であると同時にその成果を次世代に伝える教育機関でもあり、研究者の倫理的責任は重く、自らの行動を厳正に律する必要がある。さらに、公立大学である本学には、学術研究の健全な発展により都民の期待に応えるとともに、十分な説明責任を果たすことが求められている。

これらの基本認識の下に、首都大学東京は、日本学術会議の声明「科学者の行動規範について」等に応じ、本学における学術研究の信頼性及び公正性を確保するため、以下のとおり行動規範を定める。

1 研究者の責任と行動

研究者は、自らが生み出す知的資産の質を担保するとともに、人類の健康と福祉、社会の安全と安心、及び地球環境の持続性に貢献する責務を負っている。また、研究活動の成果は、次世代に引き継がれ、将来の研究成果をも左右する。

この自覚の下に、研究者は、自らの学術的知見の維持向上に努め、学術研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

2 説明と公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

また、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。

研究・調査データについては、記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

3 法令の遵守

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。また、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

4 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

5 教育と啓発

研究者は、研究倫理に関する教育・研修を継続的に行い、かつ相互に啓発し合うことにより、研究活動の本質についての認識を深めるよう努める。

(以上)